一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

九　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式第 24 号（第 71 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

※　事業報告受理番号	

事　業　報　告　書

年　月　日

外国人育成就労機構　理事長　殿

提出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第 42 条第２項の規定により、下記のとおり監理支援事業に関する事業報告書を提出します。

記

１報告対象育成就労事業年度		年度（　　年　月　日 ～　　年　月　日）
２許可番号		
３監理支援機関	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　－ （電話　　―　　―　　）
４監理支援事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　－ （電話　　―　　―　　）
	③事業所枝番号	
５監理支援を行った監理型育成就労実施者の数		者
６監理支援を行った監理型育成就労外国人の数		人（うち、法第８条第１項の規定により育成就労計画の認定を受け、１欄の期間に育成就労を開始した育成就労外国人　　人）
７監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数		（　　人）
		（　　人）
		（　　人）